

「藤野駅周辺移動円滑化基本構想」より抜粋

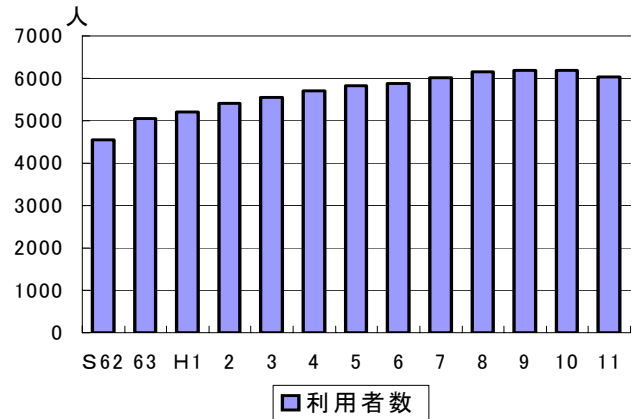
特定旅客施設及び重点整備地区の概要

J R 藤野駅は旧藤野町内唯一の鉄道駅であり、一日 5,000 人以上の利用者がある。また、周辺には藤野総合事務所の庁舎をはじめ、藤野中央公民館、県立診療所などの公共施設や公益施設が立地するとともに、国道、県道など主要道路が通り、交通上の結節点になっている。

J R 藤野駅は、跨線橋のエレベーター設置などの移動円滑化措置は未着手である。また、周辺地域は斜面上に位置するため、縦断勾配の大きな道路や階段が多い。

藤野駅周辺の主要道路の一日あたりの車両通行量は、国道 20 号において約 5,900 台（うち普通貨物車約 1,100 台）、県道桐原藤野線において約 1,800 台（うち普通貨物車約 100 台）となっており、国道 20 号の通行量の多さ（大型車の多さ）が目立つとともに、県道桐原藤野線にも相当の交通量が見られる。県道桐原藤野線については、沢井隧道がボトルネックとなっている。また、歩道の設置は全般に十分ではない状況となっている。

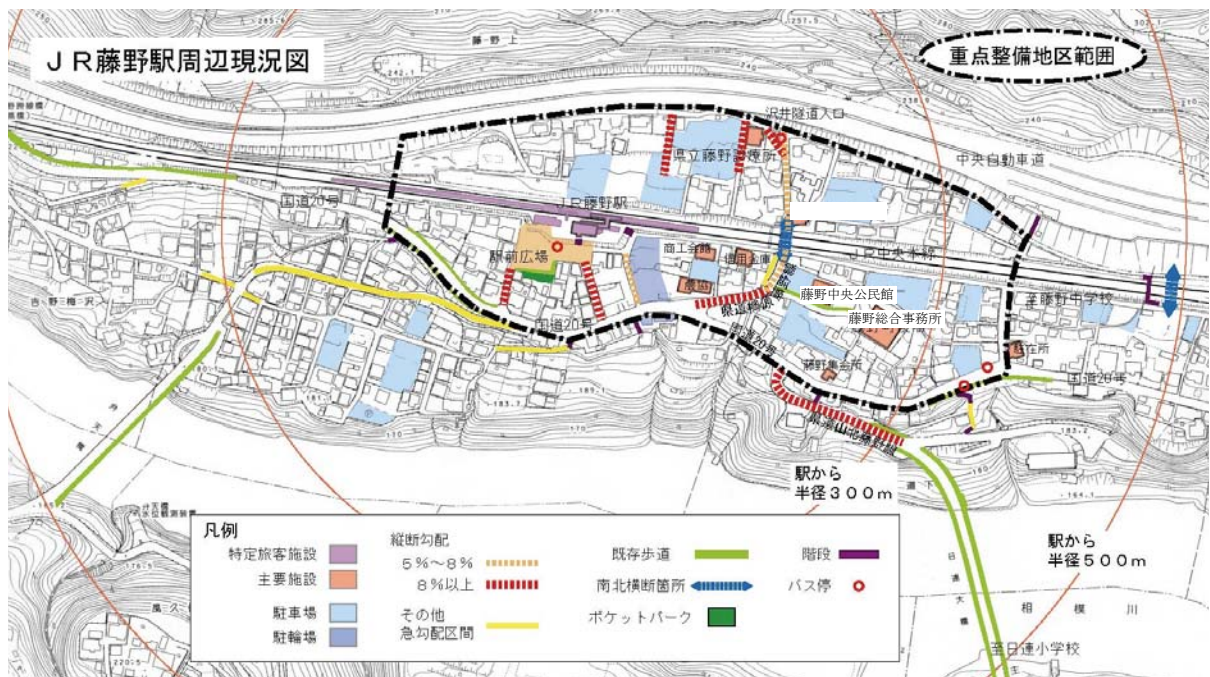
J R 藤野駅利用者数の推移



J R 藤野駅周辺航空写真

藤野駅周辺には、通勤者が利用する駐車場が多く見られるが、住民アンケート調査では、J R 藤野駅周辺について、利便性、安全性の問題が指摘され、送迎用停車スペースの確保も含めた駅前広場の整備など「駅周辺整備」の要望の声も大きい。

重点整備地区は J R 藤野駅を中心として、中央自動車道、国道 20 号にはさまれ、公共公益施設を含む徒歩圏内、おおむね 9 ha である。



*街の一角などに設けられる小公園

交通バリアフリー法に基づく特定経路

	特定経路	準特定経路
指定範囲	交通バリアフリー法では、重点整備地区内	同左
定義	特定旅客施設と官公庁施設、福祉施設等、高齢者や身体に障害をもつ人が利用する施設との間の徒歩経路	特定経路に準ずる徒歩経路
趣旨	特に移動円滑化が必要と考えられる交通施設（道路、駅前広場、通路等）について、一定の位置づけを行うことにより、関係者の総意を得て迅速（平成22年目標）な移動円滑化を図ろうとするもの	一定の交通バリアの除去を図るとともに、将来的な道路特定事業や特定交通安全事業の施行者の協力を要請する
特定事業との関係	道路特定事業や特定交通安全事業を実施する主体の定める各事業計画に反映される必要あり	同各事業計画に反映されることが望ましい
移動円滑化基準との関係	適合するよう実施	規定なし
指定経路	J R 藤野駅→市道藤野駅藤中→県道桐原藤野線→市道藤野町役場→藤野総合事務所に至る経路	J R 藤野駅（特定旅客施設）から県立藤野診療所など主要施設に至るものの、勾配の点から移動円滑化基準に適合できない部分およびこれに接続する部分を併せて指定
主要な移動円滑化方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市道藤野駅藤中」から藤野駅改札レベルまでの法面沿いにスロープ（幅員2～3m、勾配5%以下）を設置 ・ 「市道藤野駅藤中」に歩行者用道路を設置 ・ 「県道桐原藤野線」の勾配緩和のため、町有地を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩車分離を図る

事業の概要

基本構想の目標年次を平成 22 年（2010 年）とし実施に努める。

公共交通特定事業		道路特定事業		交通安全特定事業	その他の事業
鉄道事業者	バス事業者	道路（歩道）	案内表示		
<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置 ・車両とプラットフォームの段差解消 ・身体障害者用トイレの新設・改良 ・駅員呼出し用のインターホンの設置 ・出改札カウンターの改良 ・点字配置案内板の新設 ・視覚障害者用誘導ブロックの設置 ・駅員等のバリアフリー教育、研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用優先席の設置 ・乗務員等のバリアフリー教育、研修の実施 ・バス車内における公共施設音声案内 ・聴覚障害者用電光掲示板の設置 ・町営バスとの連携による公共交通手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅改札レベルとの段差を解消するスロープの設置 ・幅員の確保、段差や勾配の改善 ・視覚障害者用誘導ブロック等の整備 ・道路側溝等の溝蓋（グレーチング）の改良 ・滑りにくい舗装材の活用 ・連続して平坦な舗装面の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や身体障害者用トイレの位置、バリアフリー化された経路を示す案内板等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用道路、横断歩道等の道路標識や道路標示は、見やすく、分かりやすい標識の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客施設と特定経路の結節点としての機能を十分発揮できるよう駅前広場全体の整備 ・歩行空間の幅員や連続した平坦性の確保、段差や車両乗り入れ口などの急勾配の解消 ・特定経路を示す案内板等の設置 ・既存のバス停等の上屋やベンチの設置